

確認検査業務約款

(契約履行)

第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び株式会社鹿児島建築確認検査機構（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この確認検査業務約款（申請書及び引受承諾書又は検査引受証（以下「引受承諾書等」という。）を含む。以下同じ。）及び乙の「確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 この契約は、甲が乙に第2条第2項に規定する申請書等を提出し、乙が甲に引受承諾書等を交付したとき（以下「引受日」という。）に締結されたものとする。

(甲の責務)

第2条 甲は、乙への申請書及び添付図書について事実に相違ないことを次項に定める申請書等に記載しなければならない。

- 2 甲は、法及び命令等による他、規程に従い、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）に必要な図書（以下「申請書等」という。）を乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が定める確認検査手数料規程に基づき算定され、引受承諾書等に定められた額の手数料及び交通費等（以下「確認検査手数料」という。）を、第5条に規定する業務終了までに納入しなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲において、引受承諾書等に定められた業務の対象の建築物、建築設備又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、及びその敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の確認業務において、対象建築物等の計画に関し、建築関係法令に係る乙による不適合の指摘に対し、速やかに図面の訂正その他必要な措置をとらなければならない。
- 7 甲は、前項の指摘のほか、対象建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う適合性判定員並びに設計住宅性能評価、建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認等を行う評価員（以下「判定員等」という。）の指摘を受け、確認申請図書又は判定申請図書等の訂正、修正を行った場合は、両方の図書に不整合が生じないよう確認し、すみやかに訂正、修正を行った図書を乙と確認検査員又は副確認検査員に提出しなければならない。

(乙の責務)

- 第3条 乙は、法及び命令等による他、規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、確認検査の業務を行わなければならない。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を行い、甲に対し、建築基準関係規定等に適合することを確認したときには規程第22条第1項に定める確認済証、規程第33条第1項に定める中間検査合格証、規程第39条第1項に定める検査済証及び規程第46条第1項の規定に定める仮使用認定通知書（以下「確認済証等」という。）を、適合しない場合はその他の通知書を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。

3 乙は、甲から乙の判定の結果及び方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならぬ。

(業務期日)

第4条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。ただし、規程第13条第2項に定める休日並びに補正に要した期間は除く。

(1) 確認審査業務は、原則として、法第6条第1項第一号から第三号までに係るものにあっては、受理した日から35日以内、合理的な理由がある場合にあっては、最長70日以内に行う。

第四号に係るものにあっては、受理した日から7日以内、消防同意を必要とする場合は、14日以内に行う。

(2) 中間検査業務は、特定工程工事終了日又は検査の引受を行った日のいずれか遅い日から3日以内とする。

(3) 完了検査業務は、完了検査工事が完了した日又は検査の引受を行った日のいずれか遅い日から7日以内とする。

(4) 仮使用認定業務は、認定申請の引受を行った日から21日以内とする。

2 乙が甲に、第1項の日までに、規程第22条第1項の適合しない旨の通知書（期限付き）と適合するかどうかを決定できない旨の通知書、規程第33条第1項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書（期限付き）、規程第39条第1項の検査済証を交付できない旨の通知書（期限付き）及び規程46条第1項の適合しないと認める旨の通知書（期限付き）を交付した場合の乙の業務期日は、当該通知書に記載した期間に相当する日数を加える。

3 乙は、甲が前条第4項から第7項まで及び第5条第1項に定める債務を怠った時、その他天災等乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対してその理由を明示のうえ業務期日を延長することができる。業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙協議して定める。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

4 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じない。

(納入期日)

第5条 甲は、確認検査手数料を引受日から業務終了までの間に納入しなければならない。

2 甲は、前項の業務終了までに納入できない特別な事由がある場合は乙の承認をうけ、乙が指定する時期までに納入することができる。

3 甲は、確認検査手数料を第1項の業務終了までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法又は乙の窓口にて現金で支払う方法で納入する。ただし、甲乙協議により合意した場合は、別の納入方法をとることができる。

4 甲が、第1項の業務終了までに納入しない場合には、乙は、確認済証等を交付しない。この場合において、乙が当該確認済証等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じない。

(確認審査中の計画変更)

第6条 甲は、確認済証の交付までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の申請書等を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が大規模なもの等にあっては、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、第4条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに業務を完了せず、またその見込みがない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催促してもなお是正されない場合

2 前条に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、確認検査手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じない。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。ただし、乙がその責めに帰することができない事由によることを証明したときはこの限りではない。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、確認検査手数料が支払われているときは、確認検査手数料を甲に返還しない。また、当該確認検査手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、必要な協力を行わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除の場合は、乙は、確認検査手数料が支払われているときは、確認検査手数料を甲に返還しない。また、当該確認検査手数料が未だ納入されていないときは、これの納入を甲に請求することができる。ただし、甲がその責めに帰することができない事由によることを証明したときはこの限りではない。

3 第1項の契約解除の場合、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じない。

4 第1項の契約解除の場合は、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認済証等の交付がなされた場合

(2) 乙による故意又は重大な過失がない場合

2 乙は、甲の申請に係る計画が法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものではない。

3 乙は、甲が申請した申請書等の対象となる建築物の設計又は施工において、瑕疵がないことについて保証するものではない。

(計画の特定行政庁への通知)

第 10 条 乙は、この契約を締結した後、法令に基づき、対象建築物の計画の概要を、建築場所を所轄する特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わないものとする。

(秘密保持)

第 11 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 秘密情報でない旨を甲から書面で確認した場合

(統計処理)

第 12 条 乙は、この契約による確認検査業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

(電子申請・電子交付)

第 13 条 甲が、あらかじめ乙と協議した上で、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年 法律第 151 号。）第 6 条に規定する電子情報処理組織による申請の方法により確認申請、中間検査申請、完了検査申請又は仮使用認定申請が行われた場合（以下「電子申請」という。）、乙は、規程第 57 条の 2 第 1 項第 1 号の電子情報処理組織にて電子交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

(1)～(6)（削る）

2 乙は、前項の方法に係る電子申請システム利用規約として、以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

(1) 利用者の責任

(2) 利用可能時間

(3) 禁止事項

(4) 利用の停止又は制限

(5) システム使用可能文字

(6) 免責事項

(7) 著作権

3 乙が、電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、確認済証交付の際に乙が電子署名を付してから、10 年とする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、この契約の範囲外とする。

4 乙は、規程第 13 条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に、前項の電

子申請が、乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請が到達した場合は次の業務時間内に、審査を行い、当該申請を引き受ける。

- 5 第1項の電子申請に対して、引き受けできない場合において、乙は、甲から提出された電子申請を消去することにより、規程に定める返却に代えることができる。
- 6 第1項の規定により行われた電子申請に対して、甲が、あらかじめ乙と協議した上で、その取下げ届を提出する場合は、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、乙は、甲から提出された電子申請を消去することにより、規程に定める返却に代えることができる。
- 7 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。
- 8 第1項の電子申請は、申請に係る電磁的記録が乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に機構に到達したものとみなす。
- 9 第1項の電子申請に係る電磁的記録が乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、乙の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 10 第1項の電子申請は、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。

(リモート検査)

第14条 リモート検査は、確認検査員又は副確認検査員が実地と異なる場所において行う中間検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査に適用する。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、検査補助者から送信される映像及び音声（検査補助者の管理下において検査対象部位等の撮影又は計測を行う者から送信されるものを含む。）並びに甲から提出された図書等により検査を行う。
- 3 乙は、リモート検査を実施する可能性がある場合は、あらかじめその旨を申請者に伝え、実施する場合の検査方法、検査方法・システム等の詳細（使用機器、会議システム、通信回線等）を協議する。
- 4 乙は、甲との協議において、検査補助者の安全対策、機器トラブルその他の事由によりリモート検査を開始又は継続することができなくなった場合の対応、検査者による実地検査に変更する場合等についても説明し、合意の上でリモート検査を行う。
- 5 リモート検査で、インターネット回線等を利用して音声・映像や資料等を共有しながら会議を行うためのシステム及びアプリケーションソフト（以下「Web会議システム」という。）等を利用する場合、その映像・音声の記録と保存等の取扱いについては、必要に応じて確認検査員又は副確認検査員及び乙であらかじめ協議する。
- 6 甲は、リモート検査の実施に関する協議の結果、これに合意する場合は正式に検査を申請する。
- 7 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。
- 8 確認検査員又は副確認検査員の対応場所は、基本的に乙の事務所とし、事務所以外の場所でリモート検査を実施する場合は、事前に申請者に通知する。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他

の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- 3 甲又は乙は、相手方が前 2 項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。
- 4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(約款の変更)

第 16 条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第 548 条の 4 (定型約款の変更) の規定に基づき、この約款を変更することができる。

- 2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改訂日から適用する。

(損害賠償)

第 17 条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償を相手方に請求することができる。ただし、その賠償額の上限を確認検査手数料の 10 倍までとする。

(別途協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠意を持って協議の上定める。

(準拠法と紛争の解決)

第 18 条 この契約は、日本国法に準拠する。

- 2 この契約に関する一切の紛争に関しては、鹿児島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

制定 平成 27 年 6 月 1 日

改定 令和 3 年 5 月 20 日

改定 令和 7 年 4 月 1 日

改定 令和 7 年 11 月 1 日